

○議長（井上勝彦君）順番11、10番 妙中君。

〔10番（妙中嘉三君）登壇〕

○10番（妙中嘉三君）それでは、一般質問を行います。

まず最初に、先般の12号台風につきまして、ちょっとだけ私の感想を述べさせていただきます。

被災された皆さんには心よりお見舞い申し上げます。私は当日、同僚議員と橋本市はどういう対応をしておるのかと、同僚議員と市役所を訪問しました。そしたら、市長以下、各部長、各セクションの職員が昼夜問わずにこの台風に対応しておりました。本当にびっくりしました。徐々に増水する紀の川の水位、あるいは避難する方、避難して運ぶ方、一生懸命に対応されることには本当に感心いたしました。私は議員としてちょっと面映い感じをしました。本当に市職員、市長以下、泥まみれになって頑張っておられることをここでご報告します。市議員もこれからは一緒になってやらなければいけないと思います。

それでは、発言いたします。

合併後における続発する不正事件と行財政改革につながる執行部の職員の管理体制についてであります。

合併後、新市において行財政改革が進められております。実態を見る限り、それは名ばかりで、一般市民には厳しく、内部には甘くないかという感じをしております。例えば、収入では、市民税、国民健康保険税の取り立ては問答無用の差し押さえなどをしております。情け無用、厳しく行っております。もちろん、納税は国民の義務であり、払うことは当たり前かもしれません。

しかし、市民感情からすれば、不況など生活が極めて厳しい中、税などを法を盾に厳しく取り立てられているのも事実であります。そこまで厳しくするのであれば、歳出、つまり使うほうも確実に厳しくするんだらうな、一円たりとも無駄遣いをしたり、不正があれば絶対に許さんと言う市民もたくさんおります。そこまで一円たりとも無駄遣いをしておれば絶対に許さん、いわゆる監査請求も含めて、私たち議員を含め行財政のあり方を厳しく追及する声が上がっております。

しかし、実態はどうでしょうか。先日も、公金の横領による逮捕、職員の不正が発覚しました。合併後においても、このような刑事事件にまで発展する不正は何件も発生しているではありませんか。その他、歳出面においても、数々の無駄遣いがあるように見受けられます。

その一例を挙げれば、歳出の大きなウエートを占める人件費であります。いまや、正規職員の給料は大都市、大企業並みとなっております。私は、これを下げよと言うんじゃないんです。全員が本当に市民が納得いくようにその給料に応じて仕事をしているのか、無駄なく有効に仕事をしているのかということであります。

聞くとところによれば、忙しいところは目いっぱい忙しく一生懸命やっている一方で、給料だけは一人前でさっぱり仕事はできず、またしていないところも現実にあるとのことで、上司の管理能力も含め、長年の課題に問題になっているとのことであります。まさに、外、一般市民には厳しく、内部には甘くではありませんか。取り立ては権力と法で情け無用、

使うほうは湯水、ざるであり、封建時代と何ら変わらないと言っても過言ではありません。

まだまだ問題はあると思われませんが、今私がおわかっている問題だけでお聞きます。

合併後、刑事事件にまで発展した不正を含め、公金の損失、不正は何件あって、その金額とその処理、問題発生の背景・原因、責任の処理、その後の対応など、時系列にお答えください。

次に、職員の有効活用について、本当にまじめにやっている職員からたくさんの不平不満の声があります。実態はどうか。その対応、管理責任も含め、お答えください。

2番目といたしまして、合併後における旧高野口町と旧橋本市の合併格差についてであります。

合併後数年がたちました。その間、旧高野口町の住民から、合併によるさまざまな苦情、問題が上がっております。その最たるものが旧高野口町本庁舎廃止に伴う不便や行政サービスの低下であります。住民票などの自動交付やコミュニティバスがあるとはいえ、身近な住民サービスがほとんど受けられず、お年寄りを中心に大変困っています。住民からは、合併によっていいことはいっこともない、こんなやつたら合併すると違うたなどという声がたくさん聞きます。

私も、合併当時、議員に在籍しておりましたが、両市長の合意事項はありますが、今後において明らかに支障が出たり問題がある場合は柔軟に対応することもあるとのことだったと思います。

また、各種イベントなどにおける市からの補助についても、旧高野口と旧橋本市の格差があるように見受けられます。イベントをするにしても、旧高野口町では、費用捻出のため住民がほとんど奉仕で賄っており、大変な労苦を強いている中、橋本市では、その費用

をほとんど市の補助で賄っております。実に不公平、不平等であります。そのイベントの一つに、市長も奉仕作業に参加され、その格差、実態はご存じだと思います。同じ市民でありながら、このような格差、不公平があってはならないと思います。これらの改善に向けた具体策をお示してください。

以上です。壇上よりの質問を終わります。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君の一般質問に対する答弁を求めます。

理事。

〔理事（吉田長司君）登壇〕

○理事（吉田長司君）職員の不祥事のご質問にお答えいたします。

合併後公金損失の件についてですが、3件ございます。事件発生の日付順にお答えいたします。

一点目は、橋本クリーンセンター職員の塵芥処理手数料横領が平成18年12月1日、センター長の確認作業により発覚しました。職員については、平成18年12月7日に懲戒免職の処分を、また平成19年1月12日、橋本警察署に告訴いたしました。横領金額は496万3,165円でございます。

また、管理者責任として、市長に減給10分の3、1カ月、副市長に減給10分の1、1カ月、市民部長、橋本クリーンセンター所長に減給10分の1、3カ月、所長補佐に減給10分の1、1カ月、主任に訓告の処分を行いました。

なお、横領した金銭は発覚後、全額返済されています。

この事件の背景には、公務員としての意識の欠如があり、組織としてのチェック機能の不備が原因と考えています。

対応及び改善といたしまして、徹底した内部点検を実施し、それに基づく再発防止のためのシステム変更を実施いたしました。具体

的には、領収済み通知書の通し番号化、手数料日計表と現金の突き合わせ、出納室からの収入伝票と手数料日計表突き合わせによるダブルチェック、複数人数によるチェック化等の実施を事件後、各部署に指示したところがございます。

二点目として、2名の職員について住居手当の不適正需給が判明いたしました。1名については、平成20年4月末、第三者の通報により発覚、平成20年5月23日に停職2カ月の処分を行いました。不適正受給の金額は224万1,000円です。もう一名につきましては、平成20年6月30日、自己の申し出により発覚し、平成20年7月11日に停職6カ月の処分を行いました。金額は189万2,000円です。

この2件の不適正受給金についても、事件後、全額返還されています。

この2件も同様に、背景には公務員としての意識の欠如があり、組織としてのチェック機能の不備が原因と考えています。

対応、改善としまして、支給手当についての再度のチェックを実施し、職員にも提出後の変更もれがないか確認を指示いたしました。また、システム変更として、諸手当の状況に変更がない場合でも、必ず2年に一度提出し直すことを義務づけました。また、平成21年4月1日に橋本市職員の懲戒処分等に関する指針を改正し、公務員としての職員意識の喚起を促進いたしました。

続きまして、職員の有効活用についてですが、人事ヒアリングを通じて、適材適所の配置をめざすとともに、成績主義の導入に向け、人事評価制度の構築を行い、現在、管理職を対象とした人事評価を実施しているところです。今後、順次、評価の対象範囲を広げ、全職員を対象とした人事評価制度の確立をめざしてまいります。

そして、この人事評価制度を通じ、自己を

見つめ直し、切磋琢磨することにより、市民や組織から期待される行動と成果を残せる職員の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

次に、合併後における旧高野口町と旧橋本市の行政格差、旧高野口町本庁舎廃止に伴う不便や行政サービスの低下についてお答えいたします。

旧両市町の行政格差の是正については、新市としての一体性を確保しつつ、著しいサービスの低下を招かないように、合併後も十分な検討協議を重ね、調整を図ってまいりました。

議員ご指摘の旧高野口町本庁舎の廃止については、合併協議会での確認事項として、旧高野口町の住民の方々への影響を十分に考慮して、福祉関連機能を兼ね備えた複合施設として、関係各課で調整を図り、平成20年4月に高野口地区公民館として開館しています。昨年度、平成22年度の高野口地区公民館の年間利用者数は3万1,525人となっており、地域活性化の一翼を担うことができたと考えております。

また、議員のご意見にもございますお年寄りへのサービスについても、従来、旧橋本市で実施していた地域ふれあいサロン事業の開設支援や、筋力トレーニングをはじめとする介護予防教室を高野口地区公民館を活用して実施し、多くの方々にご参加いただいております。

また、合併後の新たな事業として、平成18年度からは、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などが地域の支援を受けながら安全に避難する仕組みづくりを構築するため、災害時要援護者避難支援事業をスタートさせるとともに、コミュニティバス高野口ルートの開設や橋本市民病院直行バス

の導入など、利便性の向上にも取り組んでまいりました。

さらに、今年12月1日からのコミュニティバスの増車に伴う増便に合わせて、高齢者と障がい者のバス利用料金の無料化もスタートすることになっています。

そのほかにも、ごみ収集に関する新たな取り組みとして、福祉収集について現在検討協議しており、平成24年度からの実施をめざして調整を図るなど、高齢者福祉施策等を本市の重要施策の一つとして、安全・安心なまちづくりをめざした取り組みを進めています。

長引く社会経済情勢の低迷などから、本市財政状況も大変厳しい状況が続いており、市民の皆さまにはご不便をおかけすることもあるかと思われませんが、今後も引き続き、議員の皆さまをはじめ、市民の皆さまのご意見を真摯に受けとめ、住んでよかった、住みたくなるまちをめざして、鋭意市民サービスの向上と橋本市のさらなる発展に努めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（井上勝彦君）経済部長。

〔経済部長（岡松克行君）登壇〕

○経済部長（岡松克行君）続いて、各種イベントにおける市からの補助に関し、格差があるのではないかとの質問についてお答えいたします。

議員のご意見は、橋本市の夏祭りであります紀の川祭、紀の川カップまつりについておただしのことと推察いたします。例年の紀の川祭に関する市からの補助金は、事業費約3,000万円に対し補助金1,000万円であり、紀の川カップまつりは、事業費約900万円に対し補助金300万円であります。双方の夏祭りも、事業費に対し約3分の1の費用を市から補助していることとなります。

なお、本年度の紀の川祭は、基金不足と、

祭りの方向性を市民が主役となって参画し人の輪の広がりや地域の活性化につながるよう修正していくため、大幅な事業費削減に努めるとともに、市民の皆さまに多くのご協賛を紀の川カップ祭りとともにいただきました。

議員ご指摘のイベントに対する市民のかかわり方についても、来年度以降の橋本市の夏祭りに関する市民の皆さんの意見をいただき、市民のための祭りとして実施できるよう協議の場を設置し、事業内容とともに見直してまいりますので、ご理解をよろしく願います。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君、再質問ありますか。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）ただ今、理事のご回答をお聞きしましたが、理事は時系列にお答えになっておりません。もう一度、時系列に起こった事件を発言してください。私は、ここに調べ上げた件でも3件以上あります。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）質問のとおり、刑事事件まで発展した不正を含め、公金損失の不正はというところで、3件でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）平成18年2月に検挙された生活保護の職員の詐欺・詐取事件は事件ではないんですか。

○議長（井上勝彦君）理事。

○理事（吉田長司君）福祉課の事件でございますけれども、平成18年2月上旬だったと思いますけれども、逮捕されまして、事件が発覚してございます。ということで、合併後の事件ということには考えておりません。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）私は4年間のブランクがありました。だから、この発言においても、質問においても少々乱暴になったりすること

があるかもしれませんが、お許してください。

僕は、去る、やめるときですね、この詐欺事件については議会で報告にあったように覚えております。だから、私は、意識としては、合併後に発覚した事件だと思っております。これについても、詳細を言ってください。損している金額についても言ってください。ぜひこれは市民に聞かせるべきことだと思います。延々5年も6年もこのような不正事件が続いております。

○議長（井上勝彦君）理事、合併後における事件についての詳細な説明ですので、合併以前の事件については、答弁をいたしますと、それ以前の問題が全部出していかなくてはならないということになりますので、合併後における事件のみ説明を願いたいと思います。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）私は、先ほども述べたように、議員に在籍しているときにこの事件の報告を受けて、経過も聞いております。だから質問しておるんです。合併前とはいえ、新市になってからの事件です。

○議長（井上勝彦君）それについては、妙中君、新市以前の問題であるということですね。はい。そういうことでございます。合併後における事件についての質問を続けていただきたいと思います。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）そしたら、合併以前の事件であって、橋本市、現実に市は何千万円かの損した部分については報告しないということですか。そのままこれは返金されていないお金でしょう。それを僕は言ってるんですよ。これは返済されたんですか。合併ある、なしにかかわらず。僕は議員としても聞いてるんですよ。それを答えてくれというんです。合併以前の事件やったら報告せんでもええというふうな法律、どこにあるんですか。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君、通告書に従って質問願いたいと思います。

○10番（妙中嘉三君）通告書どおりだと思います。時系列と言っております。私は議員在籍時にこの事件の経過を聞いておりますと言っているじゃないですか。それを答えてくださいと言ってるんですよ。

○議長（井上勝彦君）暫時休憩いたします。

（午後3時8分 休憩）

（午後3時45分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い一般質問を行います。

10番 妙中君、再質問ありますか。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）議運の皆さんにいろいろご指導いただき、ありがとうございました。私は通告外の質問ということで制止をされました。だから、不正については、18年度の不正については、今じゃ約3,000万円になんなんとするお金が損しておるにもかかわらず、これは私は言論封鎖と思っているんですけども。

だから、あと理事に答えてもらっていないのは、先般も教育委員会でご報告いただいた温水プールの事例についても、ここで一言ご返答いただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

○教育次長（山本芳弘君）ただ今妙中議員の方からご質問いただきました産業文化会館の元嘱託職員によります公金横領につきまして、本年8月4日逮捕されたわけですけども、被害額として告発額が1,200万円、それから同様に、産業文化会館で、これも横領であろうという形で警察のほうに提出している書類で420万円、合わせて1,620万円という形で告発及び事務的な書類を提出しているところでございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）合計すれば、それだけで4,620万円の橋本市が損失しているということでございます。ありがとうございます。

それでは、収入について、税の徴収についてお伺いします。

私は、先ほども申しましたとおり、4年間のブランクがありましたために大変言葉も乱暴になりますけれども、どうぞお許してください。私なりに4年間、行政のあり方、収納のあり方、お金の使い方を私なりに調べております。それを順だって申し上げていきます。

まず、いわゆる収納ですが、これは例えて言いますけれども、お城のお殿さんは何にも知りませんけれども、悪代官とそれに使われる小役人のような税の徴収の仕方をしております。

具体的に言えば、一つは、税の徴収が遅れた一例です。これは高野口町に住んでいる方ではないんです。町外の方がうっかり税を納めるのを忘れていて、そして橋本市から督促状が来ました。はがき1通来ました。ぜひとも払ってくださいということで。

しかし、一番下の欄には、税の分納にも応じますというお話だったので、早速その人の父親が電話しています。橋本市の対応はどうかといいますと、分納はだめだと言うたらしいです。分納も相談に応じますとその文章には書いてあるらしいです。分納はだめだ。一生懸命にお金を集めて、ほな、一度で払いますから1回その書類を送ってくださいと言うたらしいです。そしたら、その当局の人は、お金を持ってこいというような話の一つです。そして、現実には差し押さえもどンドン起こっております。医者にかかりたいけどかかれないう人もおります。

私自身のお話も例を出して挙げておきます。私は現実には差し押さえを受けました。それは

私自身の不徳でございます。払えなかったということもあるんですけども、その間、ただの一度も電話の1回もなし、督促する職員の訪問もなし。いきなり私は差し押さえされました。それも私の孫に掛けておいた生命保険であります。これにはびっくりして、大変憤りを感じて。私自身、もちろん市民ですから、国民・市民は納税する義務があります。それでも、いや応なしに差し押さえされました。こういう例があります。

片や、課税のほうはまるっきりでたらめな課税をしております。それは二つか三つ例を挙げます。現に宅地造成をして、橋本市が下水道を引き込んでおります。その納税者はいわゆる住宅地の納税をしております。原野並みの納税をしております。もう一つは、農地に家を建てて、農地のまま税金を払っているところもあります。こういうような例もあります。これについてちょっとご回答ください。

○議長（井上勝彦君）税の徴収に関する質問におきましても、通告にはありません。通告内容の範囲内で質問をお願いをしたいと思います。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）通告は書いてあります。職員管理体制と市民税、国民健康保険税などの取り立て、問答無用の差し押さえなど、これは通告にならぬのですか。

（発言する者あり）

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）今の私の質問に答弁を下さい。

○議長（井上勝彦君）暫時休憩いたします。

（午後3時54分 休憩）

（午後4時31分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会

議を開きます。

日程に従い一般質問を行います。

10番 妙中君、再質問ありますか。

10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）2度も議会をとめてしまい、大変申しわけございません。もういろいろなことはあるんですけども、私はただただこの税の徴収のあり方、課税の仕方、また片やで歳出のほうはどんどん抜けているということをしやべりたかっただけです。

プールの件についてもちょっとだけしゃべらせてください。ごく初歩的というか、素人でもチェックできるような、プールに何人入場して、その合算はいくらか、例えば入場券の番号、自販機の番号を確認して、入りがいくら、出はいくらという簡単なことすらしてこなかった。これは返答していただかなくても結構です。

ただ、僕の調べでは、旧高野口時代から、毎日の業務報告をしなくてもよいというような慣習がいまだに続いておって、この事件が発覚したそうです。結局、毎日の売り上げいくら、出がいくらという報告もしなくてもよいようになっていたということを知っています。そういうような事務方のずさんさも私は聞いております。

合併後、新市において公金の横領と不正事件が何件も発生、市民の不信・不満が高まっております。その矛先は、行政当局はもとより、市民にかわり監視を負託された市議会にもあると思っております。近年、財政が苦しくなる中、行政当局は市民税等滞納者には問答無用の差し押さえ、強引なやり方で取り立てていました。しかし、その一方、歳出面では公金の横領など、不正事件がたびたび発生しています。外部には厳しく、内部には甘い体質をここで何とか断ち切ってほしいと思います。

市会議員、おまえら何しとんねや、ぎょうさん月給もろうて、あんたら監視せんとだれが監視するんやというような話もたくさん聞いております。このように、市会議員として、使命、責任が今ほど問われているときはありません。市議会もチェック機能が麻痺し、怠慢と言われるほど、問題意識を持たず、理解しようともせず、このことに対する議論、監視などを怠っていた結果だと一般市民から厳しく言われております。

最後になりますが、この一連の不祥事件やら、いわゆる納税の税金の課税徴収、結局、私自身は目こぼしもあったと思うんですけども、これについて一言、副市長と市長に見解を述べていただきたいと思えます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君の再質問に対する答弁を求めます。

副市長。

○副市長（清原雅代君）合併後も、ただ今妙中議員がご指摘されましたように、職員の不祥事というのが再発しております。私といたしましては、その都度その都度、精いっぱいのとれることをやってまいっておるつもりでございますが、今回のそういった事件の発生に関しまして、さらに徹底した取り組みをするべく、各所属長が今度主体になって点検作業を今、もうほとんど終わっているかと思いますが、させております。その後、また会計管理者のほうでも、さらに財務会計の立場から必要な書類とかが現にそろえられているかどうか、これはクリーンセンターの事件のときも行ってありますが、さらに再度その周知を徹底していくということで取り組みを行ってまいらるつもりでございます。

税に関しましては、先ほど妙中議員から課税が十分でないではないかというようなご指摘もいただきましたが、その部分については、こちらのほうでは承知できておりません

ので、またその情報がありましたらご教示いただければと思います。適正に取り組んでまいりたいと思っております。

一方、徴収のほうにつきましては、三位一体改革の中で大幅な税源移譲がとり行われたことに関しまして、市としても、和歌山県全体の中でも、徴収をこれまでの体制から滞納処分という方向に切りかえをいたしました。その中で、市としても体制を大幅に見直しまして、今日まで取り組んできております。当初、試行錯誤の中で取り組んでまいりましたので、いろんな取り組みに対しましてご指摘もいただきながら、その都度その改善も加えながら今日に至っております。

ですから、当初必要なことは手続きとしてしておりましたが、さらに今現在は、きめ細かい対応で納税者の方にもいろんな取り組みをしているつもりでございます。

そういったことで、市といたしましても、日々いろんなことに対しまして研さんを図りながら、見直しを図りながら、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（井上勝彦君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）妙中議員の再質問にお答えをしたいと思います。

合併から相当期間がたつわけではありますが、私としましても、振り返ってみますと、合併後2年猶予は大変この合併の難しさというんですか、混乱をしておった時期がとうとうと続いたことが記憶にございます。

そうした中で、不祥事も続発したというんですか、何件もあったわけでございます。このことにつきましては、非常に私の責任でもございますし、やはり職員も襟を正して、市民の公僕として徹底して職務に精励するように頻々に申し上げておるわけであります。とりわけ、正月4日の仕事始め式には、二、三

十分私もあるだけのことを皆さんに思いを申し上げて取り組んできたのが事実であります。今後につきましても、遺憾のないように、ひとつ十分徹底してまいりたいなと思っております。

それと、税の徴収問題であります。非常にご指摘の部分もおありであるわけで、私の名前で数百件の差し押さえを郵送、皆しておるんですね。非常に私が一番悪者であります。これはまあ、いたし方ない。ところが、夜去りの2時、3時頃に頻々電話かかってくるんですよ。覚えとれと、月夜の晩ばかり違ふさかい、そのつもりでおれというような。名前を言えと言ったら、わし皆、言いますよ。名前を言わん人も相当おるんです。そういうやっぱり長としての責任は、どんな形でありましても、後ろからどつかれましても、それはいたし方ない。それだけの私は覚悟ができておるわけであります。それであらな、この市長という職は務まらない。

それぐらいの決意を持っておるわけでありますけれども、ただ、徴収についての一、二難色の部分もあって、大半は突発的に差し押さえされたというようなお説のとおり、そういう問題がありまして、やはり市民感情というのが非常に高ぶっておるといふ嫌があるので、やはりできるだけ行政と市民とうまく連携をとりながら、ひとつこれは国で定められておる税のことであるだけに、ひとつ穏やかにできる部分はお願いしてまいりたいな、そうも思っております。

以上でございます。

○議長（井上勝彦君）10番 妙中君。

○10番（妙中嘉三君）ご答弁ありがとうございます。私は、大変失礼な言葉もあったと思いますけれども、現実には、徴収についても他の市町村で確認をとってきております。

他の市町村の例を一つ挙げておきます。や

っぱり現場へ行って、その人が本当に不正をしておるんか、本当に税金払えないかをまず確認するそうです。本当に払えない人には猶予を与えるそうです。2年でも3年でも待ってあげると、給料をもらってないんやったら仕方ないやろうと、商売不況やったら仕方ないやろうと、ただし払うてくれよと、月賦にしてでもええよと、待ってあげると言うてました。

本市においては、そういうことはなしです。だから、こういうことのないように、僕はもっと市長が率先してくれてるじゃないですか、この間の台風のように。常にイベントでも現場主義をとられておるじゃないですか。せやかいに、課税もでたらめなら徴収もでたらめだということを私は言うておきます。

そして、確かに副市長の言うお話ももっともだと思いますけども、もう延々合併して6年たちます。その間、毎年のようにこのような不正事件が発生して、本当にお金はしりからじゃじゃもれです。取る方はいや応なしです。こういう体制を改めて、本当に現場主義をとっていただいて徴収に励んでいってほしいと思います。一生懸命に働いて、皆税金払うのは当たり前です。これは市民・国民の義務ですから。

ただ、事務方のトップとして、副市長には、ちょっと嫌なことなんですけども、市役所を定年までにやめた人、あるいは定年後にやめた人、また現在働いている人の中で、私は副市長の話聞いております。副市長、いつになったらやめるんやろうな、いつやめるんやろうな、早うやめてほしいなという話も聞いております。

そのような中で、市は本当に姿勢を正して、課税にしても徴収にしても、しっかり取り組んでいただきたいと思います。6年間、毎年このような刑事事件が発生しているんですよ。

ここで私たち議員も当局も本当に引き締めてかからなければ、市民は我慢しないと思います。私はいろいろなことを言いましたけども、ほとんど市民の声を代表して言うているつもりです。

大変長くなりましたけども、議会を紛糾させてしまい、ご迷惑をおかけしました。私の質問を終わります。

○議長(井上勝彦君) これをもって、10番 妙中君の一般質問が終わりました。

---

○議長(井上勝彦君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会し、明9月14日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでございました。

(午後4時46分 延会)